



難民支援基金にご協力ください!

□座番号 00980-9-225321
□座名 難民支援基金

一口：1,000円

何口でも

基金の目的

- 入管収容の仮放免保証金
- 住まいの初期費用、賃貸料、生活費
- 通院、入院費
- 難民申請の立証費用、不認定時の裁判費用

仮放免保証金 (*1)

30万円

住まい

初期費用 10万円
家賃 3万円



風邪の治療代 (*2)

3万円

収入 0円 (*3)

日本語ができない、
在留資格がないなどの
理由で就労できない

(*1) 仮放免とは、収容所から解放されることですが、在留資格がまだないので仮放免といえます。保証金を入管に納付しなければ仮放免されません。保証金の額は入管が決めていますが、0円～300万円と幅があります。(*2) 在留資格がない状態なので、健康保険に加入できません。通院で治る病気にしても、全額支払いになります。仮放免者は、社会保障制度から排除されています。(*3) いわゆる就労による収入は、就労先が見つかるまで全くありません。仮放免中の就労を入管は基本的に認めていないのです。それで就労して収入を得ることは極めて困難な状況に置かれています。

関西難民支援基金（仮称）

呼びかけ団体：アムネスティインターナショナル大阪難民チーム／TRY（外国人労働者・難民と共に歩む会）
／西日本入管センターを考える会／日中友好雄鷹会大阪府本部／RAFIQ（在日難民との共生ネットワーク）

問い合わせ：高槻市大手町 6-24（RAFIQ 気付） FAX：072-684-0231

ホームページ：http://rafiq.jp/siryou/rsf.html

「難民支援基金」設立の背景

自国の政府などからの迫害を逃れて他国の庇護を求める人々。日本政府は、難民条約に加入し、難民条約にもとづき、こうした難民を保護する義務を負っています。しかしそうして逃れてきた人々は、日本に難民を認定する制度があることをほとんど知りません。昨今激増する警察などの摘発により、逃れてきた日本の一隅で暮らすこうした難民たちは、法務省入国管理局が運営する収容施設（以下「入管」）に収容されます（関西には大阪茨木市に「西日本入国管理センター」（以下「西日本入管」）があります）。彼らはそこで初めて、同房の人や面会者を通じて、日本に難民認定制度があることを知ります。外部との交通を制限され、孤立した状況から、彼らの難民申請は始まります。

収容環境は劣悪です。窓もない空間の中で、言葉も通じない見知らぬ人々との長期間にわたる共同生活。無為を強いられる生活は、収容される人々から安定した精神状態を奪います。難民たちには、自国への送還に対する恐怖が追い討ちをかけます。夜中、職員のコツコツという靴音に怯え、昼間、騒音の中でわずかな睡眠を取ったという難民を私たちは知っています。

収容所での自殺未遂、1ヵ月以上におよぶハンストなど、西日本入管の歴史には、難民申請者による痛ましい行動が刻まれています。しかし、いったん強制退去を言い渡されて収容された外国人を、一定の条件を満たすことで放免する制度があります。それが、仮放免制度です。

難民申請者本人、支援者の努力により、徐々に入管は仮放免の門戸を開きつつあります。収容を解かれた難民申請者が青空の下で見せる笑顔に、私たちは彼らが耐えた苦痛の大きさと訴えの真摯さを感じずにはられません。

大きなハードルとなっているのが仮放免時の保証金と、放免後の住居です。現状、西日本入管は50万円程度の保証金を要求します。「逃亡を防止するため」と入管は言います。現行制度の下では、入管が指定する金額を出さないかぎり、「自由」を買い取ることはできません。

難民たちを不必要な収容から解き、十分な立証の機会と人間らしい生活を回復するため、支援者が個人的に多額の保証金を負担するなど、個々に対応してきました。

しかしすでにそれも限界です。本来保護されるべき潜在的な難民が、日本で最も非人間的な状態に置かれるというこの社会的事実を乗り越えていくには、社会全体で取り組むしかありません。

そこで私たちは、仮放免の保証金と住居を借りる資金を貸し付けるため、難民支援基金を設立することとしました。

広く小額のカンパを募ることで、基金の基礎を築くことができれば、資金を循環させることができます。ぜひ基金にカンパをお寄せいただくようお願いいたします。

お問い合わせ等は表面をご覧ください。

